

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、山形県知事及び山形県企業管理者から平成28年7月12日及び同年8月16日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成28年10月14日

山形県監査委員 森 田 廣
山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門
山形県監査委員 会 田 稔 夫
山形県監査委員 加 藤 香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
大阪事務所	前年度の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。	事務手続の相互確認の強化、旅費精算サイクルの見直しを行うとともに、管理職員が定期的な支払状況確認を行うこととした。
酒田水道事務所	契約の締結が適切でないものがある。	契約事務の執行に当たっては、契約締結時の決裁過程において、契約保証手続の状況を複数職員で確認することを徹底することとした。